

# 虐待防止マニュアル

株式会社チャイルドケアサポート  
トータス保育園

2022年12月27日 改定

## 児童虐待の基礎

---

### 1. 児童虐待とは

児童虐待は、児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)に、次のように規定されています。

#### 児童虐待防止法 第2条

「この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に看護するものをいう。以下同じ。)が、その看護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。」

#### ① 身体的虐待

「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」外傷には、打撲傷・刺し傷・脱臼・内出血・火傷・骨折・内臓損傷・頭蓋内出血などの頭部外傷などがあります。また暴行には、殴る・蹴る・火のついた煙草を身体に押し付ける・首を絞める・熱湯に入れる・戸外に閉め出すなどがあげられます。

身体的虐待によって生じた外傷は、洋服に隠れていたり普通に生活していればあまりケガをしないような部分(耳や首の後ろ・脇の下・大腿部・背中など)にできている場合も多くあります。大切なポイントは「外相が生じるおそれのある場合」も虐待に含まれているということです。

#### ② 性的虐待

「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。」

性的行為の強要・性器や性行を見せたり触らせる・ポルノグラフィの被写体になることを子どもに強要などがあげられます。

#### ③ ネグレクト

「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての看護を著しく怠ること。」

例えば、子どもの衣類や食事・住居などが極端に不適切な状態にもかかわらず、保護者が無関心である・子どもの意志に反して学校などに行かせない・重大な病気になっても病院に連れて行かずに放置するなどがあげられます。

何がネグレクトになるのかは、子どもの年齢や能力、あるいは家族との生活形態などによっても大きな違いがでてきます。例えば、低年齢の子どもに食事を与えずに家に置いて長時間外出すれば、生命に危険が及ぶ可能性があります。学齢期の子どもであれば、食事を買いに行ったり留守番したりすることもできるでしょう。どのような行為がネグレクトにあたるのかは、総合的に判断されます。

#### ④ 心理的虐待

「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家族における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」

保護者による無視や拒絶的な態度・きょうだい間での極端な差別的扱い・子どもの目の前で配偶者に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））などがあげられます。

著しい暴力とは、その言葉を受け続けた子どもの心に長く深い傷が残るようなものを指します。たとえば「あんたなんか生まれてこなければよかった」「死んでしまえばいいのに」「〇〇学校に入れなければ、うちの子どもじゃない」などが考えられます。

虐待行為は、定義ではこの4つに分類されますが、実際には重複して起こることがあります。

また、たとえ命にかかわらなくても、子どもには理解しがたい理由によって罰せられたり、保護者と安心で安全な関係を築けずに過ごすことは、子どもの自己肯定感が育たず、心身の発達を歪ませることがあります。

## 虐待された子どもへの支援

---

**子どもの生命と安全の確保は、何よりも優先されます。**

**児童虐待対応における判断は、決して個人では行わず、組織で対応することが基本です。**

虐待を受けている子どもは、毎日生活の中で様々なサインを周囲に送っています。支援をする際には、子どもに現れる特徴や変化をとらえ、適切にかかわることが必要です。そのため大切なのは、普段から子どもとの信頼関係づくりです。子どもの立場に寄り添い、子どもが安心でき、存在が肯定されているという感覚を育てることが大切です。

また、子どもや家庭のために何とかしてあげたいと思うあまり、援助者が巻き込まれて、判断を誤ってしまうことも少なくありません。組織としての検討のもと、冷静な対応が求められます。

### 1. 虐待を受けている子どもの特徴

#### ① 身体面に現れる影響

発育の遅れ、疲れやすさ、体調不良。不安を言葉で表現できないための頭痛、腹痛等の症状。

#### ② 精神面に現れる影響

- 愛情障害：虐待を受けると、人に対する信頼感や愛着を持つことが難しくなるため、優しい人には必要以上に甘え、厳しい人を避けるような行動が多くなります。
- 解離：虐待を受ける苦痛を自分から切り離そうとする心の動きにより、無反応になってしまう

うことがあります。殴られても痛みを感じない、友達とのトラブルの内容を思い出せないなどの反応は、嘘をついていてその場をやり過ごそうとしているかに見えることがあります。

- 抑うつ: 自尊感情が損なわれて無力感を持ち、学業への意欲低下、友達との関わりの拒否、睡眠障害やほかの身体症状が現れることがあります。

### ③ 行動面に現れる影響

- 衝動性: 衝動をコントロールする力は、大人に様々な感情を受け止めてもらう体験を重ねることで育ちます。暴力などによる抑止はコントロールを学ぶ指標にはならないため、虐待を受けた多くの子どもは落ち着きが無く、衝動的な行動をとりやすくなります。
- 攻撃性: 身体的な暴力を受けてきた結果、不満や怒りをすぐに結びつけることを学んだり、そのほかの虐待についても、子どもの無力感や自尊感情の低さから、相手を攻撃し優位に立つために、攻撃的な行動をとることが多くあります。
- 食行動の異常: 過食や異常な食行動により食事等の場面で虐待が発見されることがあります。
- リストカットなどの自傷行為; 自分の存在を感じるために、また周囲の注意を引くために自傷行為に及ぶ子どもがいます。存在価値を信じられなくなっている行動です。
- ためし行動: 虐待を受けた子どもは、自ら受容されたいという欲求を強く持っています。少しでも、それができると感じると、どもまでできるか確かめる行動をとるようになります。これを「ためし行動」といいます。このような場合は、受容しながらも適切な制限をすることが必要です。

## 2. 子どもへの関わり方

子どもは未熟な存在です。本来は、安心して自分を表現し、試行錯誤しながら少しずつ社会性や生活力を身につけていく環境が必要です。しかし、虐待を受けている子どもは、このような機会を奪われている状態にあります。

まずは、子どもの存在を認める声かけをすることにより、子どもが安心感と自信を持てるような配慮をします。特に虐待を受けていると、前述のように気持ちのコントロールが苦手になりがちで、親身になって接している援助者に反抗したり、感情の逆などをするようなことも多くあります。援助者は子どもの感情の高まりを受けとめて共感し、時間をかけて言動で説明できるようになることを待ちます。守ってあげたいと思っていることを根気強く伝えることも大切です。

## 保護者との関係の持ち方

---

### 1. 援助者の基本姿勢

- 子どもに心配な様子が見られるようになったら、保護者と直接会う機会を意識的に増やしてください。
- 援助者自身が虐待をしている保護者への怒りや批判を持っていると言動に表れ、保護者は敏

感にそれを感じ取ってしまいます。保護者を責めて強制的に介入するためではなく、子育てについて一緒に考え子どもの成長発達をもたらすためであることを説明し、信頼関係を築きます。指導的態度は逆効果になることがあり、共感し一緒によい方法を探そうという姿勢が必要です。

- 保護者との関係をつけようと思ふあまり、虐待を仕方のないことと認めてしまったり、援助者が保護者の代理として行動することになるような要求を受け入れたりすると、援助者の方がコントロールされてしまうので注意が必要です。虐待している親の中には、自分はいい親であるとアピールして周囲を振り回してしまう(操作的な)人がいる場合もあります。

## 2. 保護者が援助を受け入れる気持ちがある場合のアプローチ

- 子どもに対して保護者が拒否感を感じたとき、どうしてそういう行動になったのか保護者の感情や意図を確認していくと、「こうあってほしい」という保護者なりの子ども像がわかってきます。援助者は、今取っている子どもへの対応方法が、その願いの実現のためにはあまり役に立たないのではと伝えてください。また子どもを虐待しているときの気持ちを確認していくと、イライラしていた自分の気持ちを、子どもにぶつけていたことに気づくこともあります。
- 困っている気持ちが保護者にありながら、社会的には虐待ととられるような行動を子どもに対してしている場合、それに気づかせることも必要です。虐待ではない方法で子育てができるように、応援していきたいという思いを伝えることが大切です。
- 親(保護者)だから愛情を持って、よい子に育てなければいけないという「常識」に振り回されて、なかなかそれが実現できないことに疲れてしまい、虐待してしまうこともあります。親であっても子育てを休憩したり、社会資源を利用して、ほかの人に手助けしてもらうこともあってよいということを提案してください。

## 3. 保護者が援助を拒絶する場合、早期に親子分離が必要な場合

- 保護者の拒絶がひどく、共感的アプローチが通用しない場合は、躊躇せず地域の関連施設などに通告してください。ひとつの機関では難しいことも、連携していくことで、保護者との関わりが可能になることがあります。たとえば、保護者との関わりのある親族、あるいは機関の職員(援助者)、信頼している医療機関等が、保護者の苦労に共感しながら対応することから、地域の関連施設などへの相談や社会資源の利用につながる場合があります。個別ケース検討会議を開催し、関係者で役割分担をして、すべての関係が切れないように務めながらアプローチすることも大切です。
- 子どもへの虐待がひどく、生命の危険がある場合は、強制的に介入せざるを得ないこともあります。子どもが病院に運び込まれるほどの大けがをしたり、生命に関わるほどの状況で放置されていたり、性的虐待を受けている場合等は、早急に一時保護をすることが必要です。このような場合に共感・受容的アプローチをしていると子どもへの対応が間に合わないことがあります。できるだけ速やかに、地域の関連施設など(夜間、休日は児童相談所または警察)に通告してください。

## 4. 虐待の緊急性の違い … 次の3段階を意識して観察してください

### 【A(要保護)】レッドゾーン

子どもの命や安全を確保するため児童相談所が強制的に介入し、子どもの保護をするレベル。

### 【B(要支援)】イエローゾーン

軽度な児童虐待で、問題を重症化させないために児童相談所など関係機関が支援していくレベル。

## 【C(要観察)】グレーゾーン

児童虐待とまではいかないが、保護者の子どもへの不適切な育児について、地域の関係機関など（児童相談所、福祉事務所、市町村、学校など）が連携して保護者に対して啓発や教育を行い支援していく必要があるレベル、例えば、危険を予測できない大人の不適切な対応として「自転車の補助イスに子どものみを乗せて置き、買い物をする」や、「高層マンションのベランダに踏み台となるような物を置いてある」、「親のたばこ、ライターを無造作に子どもの手の届くところに置く」などの行為も含まれる。

\* 別紙のチェックシートも参考にする。

## 不適切な保育

---

- ① 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- ② 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- ③ 罰を与える・乱暴な関わり
- ④ 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- ⑤ 差別的な関わり

- 「不適切な保育」「園児虐待」か否かを決めるのは援助者ではない。園児自身・保護者(当事者)や、周り(第三者)の目。
- 疑われうる保育は行わない。誰が見聞きしてもクリーンな保育を常に心がける。
- 疑わしき保育について、報告を躊躇しない。子どもを守る、園を守る、そして自分自身を守る意味でも、皆で保育を見守り、早期に改善していく。

### 例えば...以下の保育や言動は適切？不適切？

- ・「何度言ったら分かるの？」
- ・「お母さんに言うよ」
- ・「できていないの、〇〇くんだけだよ」
- ・「お父さん仕事休みなら家で見ればいいのに」
- ・同じ子どもに、繰り返し言葉のみで指示を出す。

\* 声の大きさ 1 つでも、言葉の持つイメージは大きく変わる。強要、脅迫する雰囲気になりかねない。

\* 不適切な保育や虐待は、一歩間違えれば誰もが行いうる。

### 子どもの様子

|  |                                  |
|--|----------------------------------|
|  | 説明がつかない不自然な傷・あざが見られる             |
|  | 検診を受けていない                        |
|  | 未治療の虫歯があり、治療をすすめても適切な処置をしない      |
|  | 年齢のわりに身体が小さい、身長、体重が増えない          |
|  | おびえた泣き方をする                       |
|  | 表情が乏しく、他人への関心がない                 |
|  | 嘘をつく、物を隠すなどの行動が目立つ               |
|  | カッとしやすく、周囲に対して攻撃的                |
|  | 人見知りを全くしない                       |
|  | わざと叱られるような行動をとる                  |
|  | 頭をさすろうとすると反射的に逃げる                |
|  | いつもお腹をすかせている                     |
|  | 季節にそぐわない着衣、汚れた着衣をしている            |
|  | 身なりが不衛生                          |
|  | きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる            |
|  | 過度に緊張し、他人や大人に視線が合わせられない、ビクビクしている |
|  | 他人を執拗に責めたり、動物など弱いものいじめをする        |
|  | 長期間子どもの姿が確認できない                  |
|  | 家に帰りたがらない                        |
|  | 総合的な医学的診断による所見がある                |

### 保護者の様子

|  |                               |
|--|-------------------------------|
|  | 常にイライラしていて、子どもの扱いが乱暴である       |
|  | 子どものケガについて不自然な状況説明をする         |
|  | 子どものケガについて子どもの説明と合致しない        |
|  | 検診や病院(小児科、歯科等)を拒否する、適切な処置をしない |
|  | 入浴させたり、衣類の洗濯、持ち物の準備等こまめにしていない |
|  | 危険から子どもを守ろうとしない               |
|  | 子どもを抱いたり、あやしたりしない             |
|  | たびたび欠席し、その理由に関する説明が不自然である     |
|  | 夫婦関係や経済状況など生活上のストレスがある        |
|  | 迎えに来ない、連絡を取っても応じない            |
|  | 保護者が「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う  |